

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

461
14/12/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

ウクライナ問題とNATOロシア関係

危険な対立の激化に歯止めを

東方拡大と欧州MD推進を見直し、 軍縮基調の関係を目指せ

ウクライナ事態を背景に、NATOとロシアの関係は、冷戦後かつてないほど悪化し対立が激化している。背景には、NATOの東方拡大と欧州MDをめぐる対立という積年の懸案がある。現状は、欧州の安全保障にとどまらず、世界の平和と安全保障に大きな影響を及ぼす危険な事態を招きかねない。NATOとロシアの双方に、一貫した軍縮基調の政策を追求する政治的意志と具体的な努力が求められている。

対立の深刻化を規定する文脈

冷戦後の米ロ対立は、NATOの東方拡大と欧州MD配備計画を二つの大きな懸案として継続してきた。この対立は、表面上で表明される協力関係の裏側で抜き難く伏在し続け、そのことが核軍縮交渉にも暗い影を落としてきた。

NATOの東方拡大では、08年にクロアチアとアルバニアの新規加盟を承認し、NATOは28カ国となった。グルジアとウクライナの加盟問題が続く焦点となったが、ロシアは自国の安全保障を脅かすとして、国境を接する両国のNATO加盟に強く反対し続けている。もう一つの懸案である欧州MD配備計画をめぐるのは、09年9月に米国のオバマ政権がブッシュ前政権の進めてきた東欧MD計画を中止したが、同時に新たなMD構想である「欧州段階的適応性アプローチ」(EPAA)¹を発表した。その後、計画が進行するのに対してロシアは反発を強めている。ロシアの懸念は、欧州MDが自国の戦略核戦力の有効性を損なわせるのではないかという点にあり、そう

でないことの「法的拘束力のある保証」を要求しているが、米国は拒否し続けている。NATOは、ロシアとのMD協力の追求を打ち出し、欧州MD計画に巻き込むことで対立を解消しようとする方針を掲げているが、ロシアの警戒は持続している。

ウクライナ情勢を背景としたこの間のNATOロシア関係の悪化は、こうした冷戦後の文脈に深く規定されている。

今号の内容

ウクライナ事態とNATOロシア関係

＜資料＞NATOウェールズ・サミット宣言

「防衛生産・技術基盤戦略」出る 米国、ウィーン会議への参加表明

＜資料＞米国防務省プレスリリース

【連載】被爆地の一角から(85)

「焦点外しに欺かれるな」土山秀夫

ウクライナ事態の影響

NATOとロシアの対立は、今年2月のロシアによるクリミア編入を直接のきっかけとして、劇的に悪化の道をたどった。以後のウクライナ事態の経過を簡単に振り返っておこう。

昨年11月以降、EUとの政治的連携を強化する協定の締結をめぐる、親ロシア派と親西欧派の対立が激化し、今年2月にキエフは内戦状態となった。こうした中、事態はクリミア半島へ飛び火した。親ロシア派の「自衛隊」を自称する覆面部隊²が議会をはじめとする政治の要衝を次々と占拠するという状況下で、3月11日にクリミア自治共和国とセヴァストポリ特別市が独立を宣言、3月16日にロシアへの編入の是非を問う住民投票が実施され、「編入賛成」が95.7%という結果となった。ロシアとクリミア、セヴァストポリの三者は3月18日にロシアへの編入条約を締結した。これに対して、G7は3月に3回の首脳決議を出してロシアの行動を国際法違反として非難、ロシアのG8参加を停止し、各国は経済制裁に乗り出した。

クリミア編入後、ウクライナ東部で親ロシア派の攻勢が強まり、ウクライナ軍との戦闘が激化した。5月以降、独仏の仲介などによって情勢安定化に向けた交渉も行なわれたが、6月下旬の停戦も10日間で破れ、7月に入ると戦闘が再開された。そうした中で7月17日、ウクライナ東部ドネツク州でマレーシア航空のNH17便が何者かにミサイルで撃墜され、乗客・乗員298名が死亡する事件が発生した。こうした経過の中で、欧米諸国とロシアとの対立は激化している。

ウクライナの安全を侵すロシアの東部介入

クリミアの独立とロシア編入は、その合法性や正当性をめぐって議論があり、短絡的に評価できない複雑さがある。また、ウクライナ東部へのロシアの介入は、その実相が明らかでない部分が多い。だが、ウクライナ東部の紛争に関しては、ロシアが何らかの介入を行なった蓋然性は高く、欧州と世界の安全保障に深刻な打撃を与えたことは間違いない。

まず、ウクライナ東部に対するロシアの行動は「ブダペスト覚書」に反する可能性が高い。「ブダペスト覚書」は、ソ連から独立したウクライナが領内の核兵器を放棄することと引き換えに、自国の安全の保証を核兵器国に求めたことから結ばれた覚書である。91年にソ連から独立したウクライナは、推定1800発の核弾頭（大陸間弾道ミサイル(ICBM) 176基及び戦略爆撃機42機）をソ連から引き継ぐことになり³、米ロに次ぐ世界第3位の核保有国となった。国内には、核保有

の継続を求める議論もあったが、91年の独立直後にウクライナ議会は非核政策を決議した。94年12月には、ハンガリーの首都ブダペストで開催された欧州安全保障会議(CSCE)サミットで、ウクライナに対する安全の保証を米英口の3核兵器国が誓約する「ブダペスト覚書」(国連文書番号はA/49/765 (総会)及びS/1994/1399 (安保理))⁴が交わされ、ウクライナはNPTに加盟、96年6月には全ての核のロシアへの移送が完了した。ウクライナのこの選択は、自発的に核兵器を放棄し非核政策を採った先進的事例として、核軍縮の歴史に刻まれている。

ウクライナは、「ブダペスト覚書」を自国の安全を確保する上で重要な誓約と見なしており、天然ガスをめぐって05年に起きたロシアとの紛争の際、ロシアにガス供給を停止されそうになったウクライナは覚書を根拠として米英などに介入を要請した(このときは、介入は行なわれずウクライナとロシアが和解した)。今回のロシアによるウクライナ東部への介入では、ウクライナの国境に対する侵害が行なわれた蓋然性は高く、そうだとすれば、領土不可侵と安全の保証を謳ったこの覚書に反するとの非難は免れない。

さらに、ロシアが安全保証の誓約を反故にする実例を示したことで、東欧諸国を中心にロシアの軍事的脅威への警戒感が増幅されている。ロシアの脅威が強調される環境は、欧州における軍縮の促進を阻害する。具体的には、欧州配備戦術核の撤去問題⁵への悪影響が懸念される。

対ロ対抗に進むNATO

だが、現在のウクライナ事態の全体を考えると、現状の責任をロシアの行動にのみ押し付けるのは公平ではない。少なくとも、独仏による仲介努力の後押しに消極的な姿勢をしめす一方で、ウクライナの親西欧派への影響力を行使していると見られる米国のあり方も問われなければならない。

だが、9月4、5日に英国ウェールズ地方のニューポートで開催されたサミットでNATOが示したのは、事態の複雑さとは対照をなす一方的なロシア非難であり、対ロ対抗を基調とする方針だった。採択されたウェールズ・サミット宣言を3ページ・資料に訳出した(抜粋訳)⁶。

宣言は、ロシアを強く非難し、クリミアの「違法な占領」をやめること、ウクライナの内部と国境沿いから軍隊を撤退させ、親ロシア派勢力への支援をやめることなどを要求している(第16節)。今回承認された「NATO即応行動計画」にも、ロシアへの対抗という問題意識がにじんでいる(第5節)。とくに、NATO即応部隊(NRF)⁷の

中に新設するとされた「高度即応統合任務部隊」(VJTF)⁸は、「NATO領域の周縁部で生起する挑戦に対応するために数日以内に配備可能な新しい同盟の統合部隊」とされている。NATO加盟の東欧諸国やグルジア、ウクライナなどのロシアに脅威を抱く諸国の安全保障への積極的関与を打ち出す意図と見られる。また、欧州MD配備計画が着実に進行していることも確認されている(第56節)。今回サミットでも、ロシアとの協力関係構築への意思は表明されているが(第20～22節)、表面的な言及に止まっており、当面、民生・軍事協力の停止や各国が実施する制裁を継続することが正当化されている。

懸案解決に向け一貫した軍縮努力を

NATOとロシアとの対立は、冷戦後かつてないほど悪化している。このような状況の解消は容易ではないが、だからこそ、求められるのはNATOロシア関係の「躓きの石」となっている根本問題に正面から取り組むことである。ロシアのウクライナ介入の動機を規定し、旧ソ連地域への影響力行使を目指す政策に正当化の口実を与えているのは、NATOの東方拡大政策であり、その見直しは不可欠である。また、欧州MD計画を進めながらロシアを巻き込んで対立を解消しようとするNATOの方針も、限界に立ち至ってい

ることは明らかである。

これらの懸案を解決することを通じて、根本的には、あるべき欧州大西洋地域の安全保障枠組みのビジョンをめぐる共通認識の形成を目指すべきだ。NATOとロシアの双方に、そのための一貫した軍縮基調の政策を追求することが求められている。(吉田遼)¹⁰

注

- 1 EPAAについては、本誌338号(09年10月15日)参照。
- 2 「自衛隊」はロシアの別働隊と見なされたが、確証はなく、クリミア自治共和国現首相のセルゲイ・アクショノフの影響下にあった部隊との見方もあるなど、情報が錯綜していて真相は明らかではない(東郷和彦「ウクライナの激震と日本外交の岐路」、『世界』14年6月号)。
- 3 www.armscontrol.org/factsheets/Ukraine-Nuclear-Weapons1
- 4 www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/49/765
- 5 欧州に配備された米戦術核の撤去を求める動きが広がりを見せる一方で、ロシアに軍事的脅威を感じている東欧諸国には慎重論も根強い。こうした動向も睨みながら、米国は表立って撤去論に反対しないとしつつ、ロシアが米国の少なくとも10倍と見られる戦術核軍備を削減しない限り、撤去はできないとの立場を取っている。詳細は、本誌351～2号(10年5月15日)参照。
- 6 www.nato.int/cps/en/natohq/official_texts_112964.htm
- 7 NATO Response Forceの略。
- 8 Very High Readiness Joint Task Forceの略。

【資料】ウェールズ・サミット宣言 (抜粋訳)

ウェールズ首脳会議で採択
2014年9月5日

5. 我が同盟が新しい安全保障上の挑戦に対して迅速かつしっかりと対応する用意があることを確かなものとするため、今日、我々はNATO即応行動計画を承認した。これは、NATOの国境とそこから遠く離れたところにおける安全保障環境にある挑戦に対応するのに必要な手段の、一貫性のある包括的なパッケージを提供するものである。それは、ロシアがもたらす挑戦とそれらが引き起こす戦略的な影響に対応する。また、それは我々の南隣りの地域、すなわち、中東や北アフリカから発するリスクや脅威にも対応する。計画はNATOの集団的防衛を強化する。また、我々の危機対処能力をも強化する。計画は、NATOが現在と将来のどこで起こった挑戦であっても対応することができる、強く、用意周到で、堅固で、かつ、即応性のある同盟であり続けることを保証するのに貢献するだろう。

6. 計画の諸要素には、引き続き存在

する同盟の保証に対するニーズと同盟の戦略的な軍事態勢の適応の両方に対処する手段が含まれている。

7. 安全を保証する手段には、絶え間ない陸海空のプレゼンスと同盟の領域の東部におけるローテーション・ベースの有益な軍事活動が含まれている。それらは、保証と抑止に対する根本的な基本要件を提供するであろうし、また、変化する安全保障状況に対応して柔軟かつ拡張可能なものである。

8. 適応の手段は、同盟が直面するかもしれない安全保障上の挑戦に完全に対処できるよう保証するために必要とされる諸要素を含んでいる。我々は、迅速に動き、潜在的な挑戦や脅威に対応することができる発展中の戦力パッケージによって、NATO即応部隊(NRF)の反応性をかなり向上させるだろう。その一部として、我々は、高度即応統合任務部隊(VJTF)^{訳注1}を設立する。これは、とりわけNATO領域の周縁部で生起する挑戦に対応するために数日以内に配備可能な新しい同盟の統合部隊である。この部隊は、適切な航空部隊、海上部隊及び利用可

能な特殊作戦部隊から構成されるべきである。VJTFの諸構成部隊の即応性は、抜き打ちの演習を通じて試される。我々はまた、集団的防衛のシナリオを計画し演習することに焦点を当て、同盟諸国からのローテーション・ベースの貢献を得ることで、適切な指揮統制プレゼンスと、東部の同盟諸国の領域に常時複数の部隊が駐留する状態を実現する(some in-place force enabler)。必要であれば、それらの部隊は抑止と集団的防衛のため、NATOの周縁部に位置する同盟国の強化を促進するだろう。我々は、インフラの用意、装備と補給品の事前集積、及び、特定の基地の指定を通じた方法を含めて、これらの同盟国を迅速かつ効果的に強化するNATOの能力をさらに高める。この観点からは、適切な受入れ国による支援が決定的に重要である。我々はまた、NATO加盟国に対する攻撃を抑止すること、及び、NATO領域の防衛のための準備が整っていることを示すことを含む、NATOの使命のすべてを実行するために必要とされる適切な即応性と一貫性を、同盟国の軍隊が維持することを保証する。(略)

16. 我々は、ウクライナにおけるロシアの違法な軍事介入とそのエスカレーートを、最も強い言葉で非難し、ロシアがウクライナの内部とウクライナ国境沿いから軍隊を引き上げることがを要求する。ウクライナの主権と領域的一体性に対するこの侵害は、深刻な国際法違反であり、欧州大西洋地域の安全保障に対する大いなる挑戦である。我々は、違法で正統性のない、ロシアのクリミア「併合」を、現在においても将来においても認めない。我々は、ロシアが国際法及び国際的な義務と責任を遵守し、クリミアの違法な占領を終わらせ、ウクライナに対する攻撃的な行動をやめ、部隊を撤収し、分離主義者に対する武器、装備、人員及び資金の流入を止め、ウクライナ国境沿いや国境を超えて緊張を助長することをやめるよう要求する。ロシアは、状況を緩和するために分離主義者に対するその影響力を行使しなければならず、ウクライナの主権、領域的一体性及び国際的に認められた国境を尊重するような政治的外交的解決を可能とするために、具体的な措置をとらなければならない。

17.～19. (略)

20. 同盟諸国は、欧州大西洋地域の安全保障とロシアに関する戦略的な議論を、我々の現行の作業の中で継続してきたし、今後も継続する。この議論は、将来におけるロシアに対する我々のアプローチやロシアと同盟との関係のメカニズムに関するNATOのビジョンの基礎を提供するものである。

21. NATOロシア基本文書¹とローマ宣言²に基礎を置くNATOロシア理事会のメカニズムを通じたものを含めて、20年以上にわたって、NATOはロシアとのパートナーシップを構築するよう努めてきた。ロシアは、国際法を侵害するとともにこれらの誓約にも違反し、それによって、我々の協力の中核にある信頼を破壊した。この首脳会議で我々が下した決定は、ルールに基づく欧州安全保障の構造を我々が尊重していることを示している。

22. 我々は、国際法に対する尊重を基礎としたNATOとロシアのパートナーシップは戦略的価値のあるものだとし引き続き信じる。我々はロシアとの協調的で建設的な関係を目指し続けて

いる。その関係は、相互信頼の構築と透明性のための諸手段を含むものであり、その中には、共通の安全保障上の懸念と利益を基礎とし、欧州ではどの国も自由にその将来を選択できるという前提に立った、NATOとロシアの非戦略核戦力の態勢に関するさらなる相互理解が含まれる。我々は、そのような関係のための条件がいま存在していないことを遺憾に思う。その結果として、NATOとロシアとの間の日常的な民生面・軍事面での協力をすべて停止するというNATOの決定は変わらない。しかしながら、政治的な意思疎通のチャンネルは開かれたままである。(以下略)

注

- 1 「NATOとロシア連邦の間の相互関係、協力及び安全保障に関する協定」(97年5月締結)。
- 2 02年5月締結。NATOロシア理事会の創設を定める。

訳注

- 1 Very High Readiness Joint Task Force、外務省、メディアは「初動対処部隊」と訳している。

(訳:ピースデポ)

『防衛生産・技術基盤戦略』策定

日本の防衛調達、 国産化方針から国際共同開発・生産重視へ

防衛省は6月19日、「防衛生産・技術基盤戦略～防衛力と積極的平和主義を支える基盤の強化に向けて～」(以下、「基盤戦略」)を発表した¹。防衛装備品の調達に関して、1970年に当時の防衛庁が出した「国産化方針」を修正して、国際共同開発・生産を大きく認める方向へと舵を切ったことが特徴である。「国家安全保障戦略」と「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」(いずれも13年12月17日閣議決定)、さらにはそれを受けて策定された「防衛装備移転三原則」(4月1日閣議決定。本誌447-8号、14年5月15日)の定めた方向性が、より具体的な形をとって現れてきた。

「基盤戦略」の内容

「基盤戦略」の主な内容は、以下のようにまとめられる。

●防衛生産・技術基盤を取り巻く環境変化

(1)生産・技術基盤の脆弱化

防衛装備品が高度化・複雑化することで単価が上昇し、経費が増加。これが調達数量の減少を招き、防衛産業が縮小している。

(2)欧米企業の再編と国際共同開発・生産の進展

(3)防衛装備移転三原則の策定

●日本が独自の防衛生産・技術基盤を維持・強化することの目標・意義

(1)安全保障の主体性の確保

(2)抑止力向上への寄与、バーゲニング・パワー(交渉力)の維持

日本が独自の防衛生産・技術基盤を確保することで、仮に防衛装備品を輸入に依存したり国際共同開発・生産に関わったりする場合でも、価格等の面で有利な条件で交渉を進めることができる。

(3)先端技術による国内産業高度化への寄与

●防衛装備品の取得方法

国内開発、国際共同開発・生産、ライセンス国産、民生品活用、輸入の組み合わせによる。国際共同開発・生産のメリットは、「①他の参加国が保有する先端技術へのアクセスを通じ、その技術を取り込むことで、国内の技術の向上が図れること、②参加国間の相互依存が高まることによって同盟・友好関係が強化され、防衛装備品の相互運用性の向上が期待されること、③参加国間で開発・生産コストの低減と開発に係るリスク負担が期待できること」が挙げられている。

●基盤の維持・強化のための諸施策

(1) 契約制度の改善

随意契約の活用、調達年度の長期化など。

(2) 研究開発

民生先進技術の活用、大学等との連携強化など。

(3) 防衛装備・技術協力

国際共同開発・生産などの協力を諸国と進める。そのための秘密保全を図る。

(4) 防衛産業組織

強靱なサプライチェーンの維持など。

(5) 防衛省の体制強化

装備取得関連部門を統合した外局の設置を視野に入れる。

(6) 関係府省との連携

自衛隊による防衛装備品の調達額は必ずしも大きくなく、海外への輸出も現在ではできないことから日本の防衛産業の地盤は低下している。しかしこれを放置すれば、安全保障の主体性は確保できず、諸外国への交渉力も劣ったままとなる。そこで国際共同開発・生産に積極的に関与することによって、生産基盤の強化を図る。—これが、「基盤戦略」の考える日本の防衛産業強化の道筋である。なお、「基盤戦略」は、防衛大綱と同じく、およそ10年程度の期間を念頭に置いて、適宜見直すこととされている。

進む二国間協力

防衛装備移転三原則と「基盤戦略」の策定を受けて、すでに多くの二国間共同開発や輸出の事例が出てきている。

(1) 日米

国家安全保障会議(NSC)が、迎撃ミサイル「パトリオット」(PAC2)に搭載する高性能センサーを米国に輸出することを容認(7月17日)。元々は三菱重工業が米「レイセオン」社からライセンスを受けて生産していたが、レイセオンが生産をやめ、三菱からの輸入に切り替えることにしたため。防衛装備移転三原則の上では、部品等を

ライセンス元に納入する場合は、目的外使用・第三国移転への事前同意は必要ないことになっている。レイセオンはPAC2をカタールに輸出する見通しで、これまでにイスラエルに輸出した実績もある²。

(2) 日英

NSCは、上記の件を承認したのと同じ7月17日、戦闘機に搭載するミサイル「ミーティア」の共同研究を英国と進める案件も承認している。「ミーティア」は英国が欧州各国と共同開発中。命中精度に難があるため、日本企業が持つセンサー技術に英国などが関心を寄せていた。航空自衛隊の次期主力戦闘機F35に、将来的に搭載することを政府は想定している³。

(3) 日仏

訪仏した安倍晋三首相がフランスのオランド大統領とともに、防衛装備品の共同開発を進めるための政府間協定締結に向け、両国間の交渉を開始することで合意(5月5日)⁴。共同文書は「無人システムをはじめとするいくつかの分野」と記すにとどめたが、日仏両政府は海中の機雷を破壊する無人潜水機などを想定している。

(4) 日豪

安倍首相がオーストラリアを訪問し、防衛装備品・技術移転協定に署名(7月8日)⁵。両国合意では単に「船舶の流体力学の共同研究」とされているが、実際には、潜水艦技術を両国で共同開発する見通し。豪州のアボット首相は、11月16日に行われた米豪日首脳会談で、共同開発の枠組みを米国も含めた3国に拡大するよう提案している。

このように、「防衛生産・技術基盤」強化の名の下、軍事上の必要性という狭い観点からの議論すらまともに行われないままに、グローバルな防衛産業界への関与だけが進められようとしている。(山口響) 

注

- 1 www.mod.go.jp/j/approach/others/equipment/pdf/2606_honbun.pdf
- 2 この点に関して小野寺五典防衛相(当時)は、「イスラエルに関して問題ないというふうにおっしゃったのは、イスラエルにたとえ輸出されても問題ないという意味か、それともアメリカからイスラエルに輸出されないよう管理されるであろうということか」という記者の問いに対して、「今回のPAC-2自体の生産国であります米軍が、その判断の中で対応されるということだと思います」と答え、イスラエルへの輸出がありうることを否定しなかった。防衛相記者会見記録(14年7月18日) www.mod.go.jp/j/press/kisha/2014/07/18.html
- 3 『毎日新聞』、14年7月17日。
- 4 www.mofa.go.jp/mofaj/files/000037579.pdf
- 5 協定文 www.mofa.go.jp/mofaj/files/000044421.pdf、日豪共同声明 www.mofa.go.jp/mofaj/files/000044775.pdf

米国、ウィーン会議への出席を表明

—核兵器禁止の法的枠組みへの進展が会議の鍵

オバマ米政権は、2014年12月8～9日に、オーストリアのウィーンで開催される、第3回「核兵器の人道的影響に関する国際会議」への参加を表明した。11月7日、国務省報道官によるプレス・リリース(「メディア・ノート」)で発表した。リリースを下記に全訳する。

過去2回の同会議(13年3月オスロ、14年2月メキシコ・ナヤリット)を通じて、これまで核保有国による参加はなかった。その点に限って言えば、今回の米国の姿勢は歓迎すべきものであり、オーストリアによる交渉の成果であろう。しかし、そのことだけでウィーン会議を評価してはならない。

むしろ、3回目となるこの「非人道性会議」のチャレンジが、実質的に核兵器を禁止するための法的枠組み(条約など)に結実する状況が見えていないことが懸念される。

米国は、プレス・リリースでも述べているように、オーストリア政府と事前に協議をし、会議の議題を確認した上で、核軍縮交渉には与しないとの立場での参加を表明した。

会議のプログラム¹は以下の通りである。

オープニングセレモニー: セバスチャン・クルツ・オーストリア外相、アンゲラ・ケイン国連軍縮局上級代表、赤十字国際委員会(ICRC)総裁、被爆者代表らのスピーチ

セッション1: 核兵器爆発の影響、核実験の影響

セッション2: 意図的または偶発的核兵器使用のリスク制御

セッション3: 核兵器使用やその他の事態に関するシナリオ、課題、及び能力

セッション4: 国際規範及び核兵器使用の人道的影響に関する概要

前回のナヤリット会議では、「議長要約」²において、核兵器禁止のための法的拘束力のある条約の必要性が言及された。ウィーンの議題設定を見る限り、セッション1～3は、オスロ及びナヤリットで行われてきた議論の繰り返しとなる部分が多そうである。セッション4の内容は初めて加わった。ここでいかなる議論がなされるかは、一つの関心事となる。

いずれにしても、半年後に迫る2015年NPT(核不拡散条約)再検討会議に向け、ウィーン会議において有志国や市民社会がいかに核兵器禁止の法的枠組みに関する議論を前進させることができるかが重要である。(塚田晋一郎) 

注

1 www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/HINW14vienna-Program.pdf

2 本誌第443-4号(14年3月15日)に全訳。

【資料】ウィーン会議出席に関する米務省プレスリリース(全訳)

米国はウィーンにおける「核兵器の人道的影響に関する国際会議」に出席する

国務省報道官 メディア・ノート
2014年11月7日、ワシントンDC

米国は、この12月にウィーンにて開催される「核兵器の人道的影響に関する国際会議」に出席する。本会議のアジェンダを慎重に検討するとともに、主催国であるオーストリアと議論し、米国は、会議参加者との建設的な関与に現実的な見通しがあると結論づけた。

米国は、核兵器使用による深刻な結果を十分に理解していると同時に、核兵器使用を回避することに最も高い優先順位を置いている。

米国は、核兵器のない世界の平和と安全を追求していく。以前から述べてきたように、核不拡散条約(NPT)は核軍縮、核不拡散並びに原子力の平和利用に関する我々の努力の焦点である。しかしながら、ウィーン会議は、軍縮交渉や予備交渉の議論に適した場ではないので、米国はウィーンにおいてその種の努力には関与しない。

我々は、ウィーン会議で、米国の考えを明らかにすることを楽しみにしている。この集会は、米国が行った重要な進展を強調し、核兵器が決して再び使用されることのない状況をつくることに寄与する諸資源を提供する、有用な機会となるであろう。

www.state.gov/r/pa/prs/ps/2014/11/233868.htm
(訳: ピースデポ)

焦点外しに欺かれるな

この原稿は当モニター誌の12月1日現在での記述であることを予めお断りしておく。

安倍晋三首相は11月21日、衆議院を解散し、12月2日に総選挙の公示、12月14日に投開票を行う旨表明した。記者会見をした安倍さんは「アベノミクス解散だ。消費税率引き上げを18カ月延期し、税制に重大な変更を行ったのだから、選挙によって国民の信を問わなければならないと考えている」と語った。この時に限らず、安倍さんは臆面もなく自分の名前を冠した経済政策を、誇らしげに呼ぶのを繰り返してきた。筆者の記憶違いでなければ、米国ではかつて「レーガノミクス」と呼ばれる政策が注目を浴びたが、当のレーガン大統領自身がそれを売り物にしていたことはなかったようだが…。

マスメディアや野党は「大義なき解散」「国民そっちのけ解散」などとして批判したが、ともかくサイは投げられてしまったのだ。私たち国民は、安倍さんが何かと軽視ないし無視しがちだった国民主権の在り方について、憲法の視点から厳しく問う機会として捉え、投票の権利を行使すべきであろう。その点に関連して、当連載エッセーにおいて一昨年12月から今年11月までの間、安倍政権のなかでも安倍晋三首相の政策や人物像について、多くのスペースを割いて書いてきたつもりである。そこで今回の選挙に際して、ここで改めて強調して置きたいことに触れてみたい。

第二次安倍内閣の支持率は、当初のきわめて高い評価が落ち着いてきてから後も、各メディアの調査で50%以上の効率を維持し続けていた。その安倍政権に進めて欲しい政策として3つ選択をさせた集計では、景気・雇用73%、社会保障62%、復興・防災が39%であるのに対して、外交の改善でも28%、集団的自衛権に至ってはわずか6%に過ぎない(朝日)。共同通信が同じ頃(14年5月)に行った2つまでの選択を可とした世論調査でも、景気・雇用、社会保障な

どが断然上位を占め、安倍さんが意欲を燃やす安全保障や外交は10.1%の6位と関心は薄く、内閣支持率を高く押し上げているのは、国民の政権に対する経済回復への期待の現れにほかならない。

ところがいざ与党が衆参両院で過半数を制するや、安倍さんは経済問題は日銀と財務省主導に多くを委ね、持論であった憲法とかかわりの深い特定秘密保護法を強行採決させ、集団的自衛権の行使容認を閣議決定させようと狂奔した。「こんなはずではなかった」と国民の間に失望や不満の声が高まると、先の選挙時に申し訳程度に記載していた安全保障項目を盾にして、国民からは全項目を信託されているなどと開き直る始末である。

その上あるうことか、味をしめた安倍さんは今回も平気で再びこの手を使う心づもりらしい。国民もずいぶんとめめられたものだ。今度は国民の側から安全保障や憲法問題などを優先して選択の俎上(そだう)にのせ、次いで“アベノミクス”の功罪を徹底的に問い直す必要があるだろう。経済に疎い筆者ですら、最近実感としてその歪みを日々感じさせられている。一部の企業(例えば自動車産業など)や東京、大阪、名古屋のような大都市圏には華やかに富の集中が見られるものの、大多数を占める中小企業やさびれつつある地方都市との間には歴然たる格差があることは、今や誰の目にも明らかではないか。こうした実態を生じさせた元凶は何か、どうすればこの“アベノミクス”が振りまく幻想から国民が目覚められるのか—それらの疑問に明快に答えてくれる著作が出た。伊東光晴京大名誉教授による「アベノミクス批判 四本の矢を折る」(岩波書店)だ。経済学の泰斗が分りやすく、政府の報告書や数字も引用しつつ説得力十分な内容に仕上がっている。これを読めば安倍さんのいう「アベノミクス解散」に対する国民の回答(投票)は自ずと明らかであろう。



特別連載エッセー●85

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去5回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

日誌

2014.11.6～11.20

作成：有銘佑理、塚田晋一郎

ICBM＝大陸間弾道ミサイル／P5＝国連安保理常任理事国／UCS＝(米)憂慮する科学者同盟

- 11月6日 デンプシー米統合参謀本部議長、軍事行動でイランの核計画は解決できず、遅らせることしかできないと述べる。
- 11月6日 米イージス艦がハワイ沖で、巡航ミサイル2発と短距離弾道ミサイル1発を同時に破壊する実験に成功。
- 11月7日 米、ウィーンで12月8～9日に開催される第3回「核兵器の人的影響に関する国際会議」への参加を表明。(本号参照)
- 11月8日 北朝鮮、拘束していた米国人2氏を解放。
- 11月9日 安倍首相とプーチン・ロ大統領、北京で会談。エネルギー・環境及び国家安全保障での協力、北朝鮮の核計画などを協議。
- 11月9日 インド、核搭載可能な弾道ミサイル「アグニ2」の発射実験。
- 11月9日 中国、国産超音速巡航ミサイル「CX-10」を航空ショーで初公開。
- 11月9日 イラク内務省、「イスラム国」指導者のバグダディ氏がこれまでの空爆で負傷し、同組織幹部ら数人が死亡と発表。
- 11月10～11日 APEC首脳会議、北京で開催。
- 11月10日 安倍首相と習中国国家主席、北京で2年半ぶりに会談。国旗は飾られず。
- 11月10日 イギリス空軍、イラクの「イスラム国」に対し、初めて無人攻撃機「リーパー」で攻撃を実施したと発表。
- 11月10～11日 平和首長会議第4回国内加盟都市会議、長野県松本市で開催。広島・長崎以外で初開催。核兵器禁止条約の早期交渉開始を求める日本政府への要請文を採択。
- 11月11日 オバマ米大統領とプーチン・ロ大統領、北京で3回にわたりイラン、シリア、ウクライナ情勢を協議。(本号参照)
- 11月11日 イランへのロシア製原発8基建設に両国が合意。2基は同日、契約書に調印。
- 11月14日 ヘーゲル米国防長官、核兵器管理体制に関する報告書を公表。5年間で年

イアブック「核軍縮・平和2014」

—市民と自治体のために

編著：NPO法人ピースデポ／監修：梅林宏道

発行：緑風出版／2014年11月30日／A5判 356頁

会員価格1700円／一般価格2000円 (ともに+送料)

特集 核兵器：非人道性から禁止の法的枠組みへ

■2013年のキーワード：
核軍縮/米軍・自衛隊/自治体とNGO ほか
■市民と自治体にできること
■豊富な一次資料

お待たせしました！順次発送しています。ご注文は同封のチラシにて。

10%ずつ予算増額の必要があるとする。

●11月16日 オバマ米大統領、「イスラム国」掃討作戦への地上軍派遣を改めて否定。

●11月18日 P5+独とイラン、核問題包括的解決を目指す協議をウィーンで再開。ウラン濃縮制限、経済制裁解除の手順などで対立。

●11月18日 米ジョンズ・ホプキンス大米韓研究所、制裁対象の北朝鮮企業が中ロで代理企業を通じ、核・ミサイル転用可能な機械の販売を続けていたとの調査結果を発表。

●11月19日 プリンケン米大統領次席補佐官、P5+独とイランの核協議について、交渉期限の24日までの合意は困難との見方を示す。

沖縄

●11月6日付 富田外務省北米局長、辺野古代替基地の軍港機能否定。高速輸送艦配備についても「日米協議なし」と否定。

●11月7日 名護市久志区及び区行政委、オスプレイ配備撤回要求、辺野古移設反対の決議文を県知事・首相らに送付。

●11月11日 稲嶺名護市長、辺野古移設断念求める書簡をオバマ米大統領へ送付。

●11月11日 国内19の自然研究団体、辺野古再アセスを求める要請書を国・県に提出。

●11月13日 嘉手納基地離着陸機目視調査。F22離陸時に最高101.5dbを記録。

●11月14日付 嘉手納基地にF35駐機場整備計画。「海兵隊航空計画2015」によれば、16会計年度中に整備予定。

●11月15日 県知事選期日前投票に19万7324人。有権者の17.8%、前回比4.8%増。

●11月16日付 米14会計年軍法会議。案件計412件中、在沖海兵隊の案件数34件。無罪・不処分11件、除隊等の処分23件。

●11月16日 第12回県知事選投票開票。翁長雄

志氏が36万820票獲得し初当選。現職の仲井真氏に約10万票差。投票率64.13%。政府、辺野古移設「粛々と進める」とコメント。

●11月16日 那覇市長選投票開票。城間氏が初当選。初の女性市長。戦後最多得票となる10万1,052票獲得。

●11月16日 県議補選・名護市区で辺野古反対を掲げる具志堅徹氏が初当選。移設容認派、市長選・市議選に続き敗北。

●11月17日 与那国町議会、陸自配備の賛否を問う住民投票条例案可決。

●11月18日 嘉手納基地にF15、F22、RC135Wの3機が相次ぎ緊急着陸。原因不明。

●11月19日 沖縄防衛局、約2か月ぶりに辺野古海上作業を再開。浮桟橋や汚濁防止膜の再設置作業行う。

●11月19日 県議会野党会派、来月臨時会で辺野古移設断念を求める意見書提案へ。工法変更可否「新知事」に求める。可決濃厚。

●11月19日 西銘衆議院議員、自民党県連会長を辞任。知事選大敗で引責。

●11月20日付 沖縄防衛局、辺野古崎付近に「仮設岸壁」設置計画。面積6546㎡、容積2万3000㎡。岩礁破碎申請書に記載。

●11月20日 辺野古海上で抗議行動の市民19人拘束。1人怪我。県警による取材妨害も。

●11月20日 社民・共産・社大・生活、県民ネット・新風会、衆院選でも知事選枠組みを重視。4区で元自民県連顧問の仲里氏擁立へ。

●11月20日 防衛省、空自新警戒機にE2D選定。南西諸島の監視強化。17年度那覇配備。

今号の略語

EPAA＝欧州段階的適応性アプローチ

MD＝ミサイル防衛

NATO＝北大西洋条約機構

NPT＝核不拡散条約

NSC＝国家安全保障会議

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、中村和子、丸山純一、山口響、吉田遼、土山秀夫、梅林宏道